

# 春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

第3章 建設（第3条）

附則

## 第1章 総務

（春日部市職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の4 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に支給する。</p> <p>（1） 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の4 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</u>に支給する。</p>

を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（単身赴任手当）

第10条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、こ

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（ただし、その額が3,500円未満のときは、3,500円）

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

の限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 この条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第10条の3 （略）

（特殊勤務手当）

第10条の2 （略）

## 第2章 厚生福祉

（春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第2条** 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条又は号（以下「改正後の条等」という。）に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員</p> <p>(2) 第9条の2の規定により单身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの</p> <p>(单身赴任手当)</p> <p>第9条の2 单身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員</u>に支給する。</p>

### 第3章 建設

(春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条又は号（以下「改正後の条等」という。）に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員</p> <p>(2) 第7条の2の規定により单身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者の定める住宅を除く。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の定めるもの</p> <p>(单身赴任手当)</p> <p>第7条の2 单身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員</u>に支給する。</p>

離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。  
(春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。  
(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号） <u>第10条の3</u> の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号） <u>第10条の2</u> の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めるものとする。